

秋田県後期高齢者医療広域連合財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年7月26日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂積 志

## 秋田県後期高齢者医療広域連合規則第2号

秋田県後期高齢者医療広域連合財務規則の一部を改正する規則

秋田県後期高齢者医療広域連合財務規則（平成19年規則第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「第80条・第81条」を「第80—第81条」に改める。

第2条第3号中「秋田県後期高齢者医療広域連合長が行う会計事務の補助組織に関する規則（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合規則第6号）」を「秋田県後期高齢者医療広域連合会計管理者の補助組織に関する規則（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合規則第19号）」に、「室」を「会計室」に改め、同条第7号中「職務代理人」を「の職務代理人」に改める。

第25条第1項中「令第169条の4」を「令第169条の7」に改める。

第74条第3項中「非訴事件手続法（明治31年法律第14号）第160条」を「非訟事件手続法（平成23年法律第51号）第118条第2項」に改める。

第88条中「建設業法（平成24年法律第100号）第19条」を「建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条第1項」に改める。

第98条中「令第167条の8第3項」を「令第167条の8第4項」に改める。

第112条第2項中「第111条」を「前条」に改める。

第121条第2項中「第1号」を「同項第1号」に「第6号」を「同項第6号」に改め、同条第3項中「令第169条の4」を「令第169条の7」に改める。

第124条第3項中「第48条」を「第49条」に改める。

第137条中「施行令」を「令」に改める。

第140条第1項中「市」を「広域連合」に改める。

第147条中「施行令」を「令」に改める。

第170条第2項中「節」を「章」に改める。

第185条第1項中「、令第125条」を削る。

別表第1中「別表第1（第43条、第44条、第46条、第50条関係）」を  
「別表第1（第43条、第44条、第46条、第51条関係）」に改める。  
別表第4の表各課の項委任事項の欄中「前2項」を「前項」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。